

社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会
指定居宅介護支援事業所運営規程

平成12年 4月1日 施行
令和 6年 5月1日 改正

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会が開設する社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、介護支援専門員研修修了者（以下「介護支援専門員」という。）により要介護認定者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の選択に基づき、多様な介護資源から適切な保健医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者及び介護保険施設等の地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図るとともに、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

(2) 所在地 空知郡上富良野町大町2丁目8番4号（保健福祉総合センター内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者（主任介護支援専門員であること）

1名（常勤・介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理、指定居宅介護支援の利用者の申

込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 **2名** (常勤専従 **2名**)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び12月31日から1月5日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

(1) 相談体制

事業所内に相談室を整備し、利用者からの相談に適切に対応する。

(2) 課題分析の実施

ア 課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

イ 課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活が営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。

ウ 課題分析票の種類は「MDS-HS方式または独自方式」とする。

(3) 居宅サービス計画の作成

ア 利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標や及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。

イ 介護支援専門員1人当たりの担当利用者数は原則、44名以内とする。

(4) サービス担当者会議の開催

居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により専門的な見地から意見を求めるものとする。

(5) 居宅サービス計画の説明、同意及び交付

利用者又はその家族等に対し、居宅サービス計画に位置付けたサービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得、当該居宅サービス計画を交付する。また居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所に対しても交付する。

(6) サービスの実施状況の継続的な把握、評価

- ア 居宅サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行う。また個別サービス計画の提出を求めるものとする。
- イ 少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の面接を行い、モニタリング結果を記録する。

(7) 介護保険施設の紹介等

利用者がその居宅においてサービス提供が困難となったと認める場合、利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。

(利用料の額、その他の費用)

第7条 利用料の額、その他の費用については次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画作成に係る費用については法定代理受領分は無料、法定代理受領分以外は厚生労働省の定める基準の額とする。
- (2) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ア 事業所から、片道おおむね10キロメートル未満 400円
- イ 事業所から、片道おおむね10キロメートル以上 600円

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、上富良野町の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じる。
- 3 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また利用者に損害すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。また介護サービスの提供以外の目的では原

- 則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。
- 5 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 6 感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び訓練（シミュレーション）の実施等取り組む。
 - 7 利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を定める。
 - 8 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行う等の措置を講じる。
 - 9 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む。
 - 10 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人上富良野町社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。